

改正

平成12年6月20日条例第42号

平成12年12月22日条例第71号

平成14年9月27日条例第33号

平成15年12月22日条例第32号

平成16年12月17日条例第36号

平成18年6月7日条例第29号

平成18年8月10日条例第36号

平成20年3月24日条例第17号

平成21年3月18日条例第3号

平成24年3月26日条例第3号

平成26年3月26日条例第11号

平成26年9月24日条例第28号

調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の精神的かつ経済的負担を軽減し、もってひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18歳に達した日の属する年度の末日までの者又は20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。
- (2) ひとり親家庭 次のいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父（母が児童を懐胎した当時その母と婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母がその児童を監護する家庭をいう。

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 父又は母が死亡した児童

ウ 父又は母が規則で定める程度の障害の状態である児童

エ 父又は母の生死が明らかでない児童

オ アからエまでに掲げるもののほか、規則で定める児童

(3) 養育者 次のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であつて、父母及び父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、規則で定める程度の障害の状態にある者を除く。以下同じ。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「小規模住居型児童養育事業者」という。）及び同法第6条の4第1項に規定する里親（以下「里親」という。）以外のものをいう。

ア 父母が死亡した児童

イ 父又は母が監護しない前号アからオまでに掲げる児童

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当し、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により、医療に関する給付が行われる者又はこれに準ずる者であつて規則で定めるものとする。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3号ア又はイに掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 小規模住居型児童養育事業者又は里親に委託されている者

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者

(所得の制限)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった年の翌々年の1月1日から1年間は、対象としない。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日

において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。この場合において、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又は当該ひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者で、当該ひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得については、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、規則で定める。

（医療証の交付）

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第6条 市長は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法により算定された額（当該法令の規定により、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定により、対象者及び対象者に係る国民健康保険法の規定による世帯主又は社会保険各法の規定による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る標準負担額及び入院時生活療養費に係る標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）並びに国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）及び入院時生活療養費に係る標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応

じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供である療養（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、当該療養を受ける際、70歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者（以下「特定長期入院被保険者」という。）に係るものを除く。以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については食事療養標準負担額を、病院又は診療所への入院並びにその療養と併せて食事の提供である療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養（特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「入院時生活療養」という。）を受けた場合については生活療養標準負担額を除く。）を助成する。
- 3 前2項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療費の助成）

第7条 医療費の助成は、病院、診療所、薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が医療証を提示し、診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）を受けた場合に、当該対象者が負担すべき医療費を当該診療等を行った病院等に支払うことによつて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（一部負担金等相当額等の支払方法）

第7条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第6条第1項に規定する一部負担金等相当額を、高齢者の医療の確保に関する法律第67条及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける第6条第2項に規定する規則で定める者は、入院時食事療養を受けた場合に限り食事療養標準負担額を、入院時生活療養を受けた場合に限り生活療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

（届出義務）

第8条 医療証の交付を受けたひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたと

きは、その旨を、速やかに、市長に届け出なければならない。

2 医療証の交付を受けたひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 医療証の交付を受けたひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、当該ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

（譲渡又は担保の禁止）

第9条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

（助成費の返還等）

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けたとき。

（2） 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

（3） 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

（4） 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

（委任）

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月20日条例第42号）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成13年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月22日条例第71号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日条例第33号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成14年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月22日条例第32号）

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年12月17日条例第36号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年6月7日条例第29号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年8月10日条例第36号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける療養の給付について適用し、施行日前に受ける療養の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月24日条例第17号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に

係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月18日条例第 3 号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月26日条例第 3 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月26日条例第11号）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 9 月24日条例第28号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。